資料２

次期八尾市男女共同参画基本計画の方向性について

第１回八尾市男女共同参画施策推進本部ワーキング会議

令和８年８月１２日（水）

１．国の動向について

第５次男女共同参画基本計画
（令和2年12月25日閣議決定）

『**すべての女性が輝く令和の社会へ**』

- **あらゆる分野における女性の参画拡大**
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - ・雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和　など
- **安全・安心な暮らしの実現**
 - ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ・男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
 - ・生涯を通じた健康支援　など
- **男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備**
 - ・男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備　など

第６次男女共同参画基本計画
（令和8年3月13日閣議決定）

- **男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現**
 - ・ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
 - ・あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - ・生涯を通じた男女の健康への支援
 - ・ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実　など
- **男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化**
 - ・地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進　など
- **男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化**
 - ・若年層の政策立案への関与を図る　など

2．大阪府の動向について

おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）

- **男女共同参画社会の実現に向けた意識改革**
 - ・次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進
 - ・あらゆる世代における男女共同参画の推進
- **方針の立案・決定過程への女性の参画拡大**
 - ・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大
 - ・方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成
- **職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進**
 - ・職業生活における活躍支援
 - ・働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・男性の家事・育児等への主体的取組の促進
- **多様な人々が安心して暮らせる環境の整備**
 - ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ・様々な困難を抱える人々への支援
 - ・生涯を通じた男女の健康支援

おおさか男女共同参画プラン（2026－2030）

- **男女共同参画に向けた取組の一層の推進**
 - ・あらゆる世代、分野における男女共同参画の推進
 - ・男女共同参画センターの機能強化
- **政策・方針決定過程への女性の参画拡大**
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画に向けた人材育成
- **性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり**
 - ・職業生活における活躍支援
 - ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - ・男性の家事、育児、介護への主体的参画の促進
- **多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備**
 - ・あらゆる暴力をなくすための意識啓発及び支援体制の充実・強化
 - ・様々な困難を抱える人々への支援強化
 - ・ライフステージに応じた男女の健康支援

３．八尾市男女共同参画審議会委員の意見

- 令和７年度に開催した八尾市男女共同参画審議会においてグループワークを実施

【グループワークのテーマ】

・次期計画の根拠となる４つの法律や市民意識調査についての意見

・男女共同参画についての想いや考え　など



《委員からのご意見（まとめ）》

- **男女共同参画センター「すみれ」について**
 - ・**おしゃべり**できたり、できる限り**誰もが使いやすい**空間をめざしてほしい
 - ・**若年層**へのアプローチが大切
- **幅広い視点を取り入れる**
 - ・男女共同参画の推進にあたっては、庁内や従来の枠組みだけでなく、公民連携や若い世代とのつながりなど**新たな視点**を積極的に取り入れる
- **八尾市らしい計画づくり**
 - ・現状を踏まえた「**八尾市らしさ**」を感じられる計画にしたい

４．次期計画の位置づけと期間

【位置づけ】

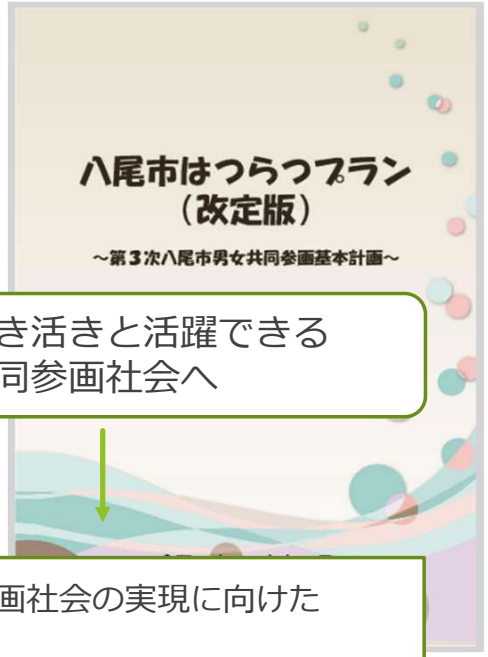
下記４つの法に基づく市町村の計画

- 男女共同参画社会基本法（1999年）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（2013年）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015年）
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（2024年）⇒（参考４）参照

【期間】

- 2027年度から2037年度までの10年間

５．計画の目標について



現行計画

●計画の目標

誰もが活き活きと活躍できる
共同参画社会へ

●基本目標

Ⅰ．男女共同参画社会の実現に向けた
意識の醸成

Ⅱ．あらゆる分野における女性の活躍推進

Ⅲ．誰もが安心して暮らせる社会づくり

次期計画

●計画の目標

●基本目標

Ⅰ．男女共同参画に向けた取り組みの一層の推進
【根拠法令：男女共同参画社会基本法】

Ⅱ．性別にかかわらず自分らしく活躍できるまちづくり
【根拠法令：女性活躍推進法】

Ⅲ．多様な立場の人々が安心して暮らせる社会の実現
【根拠法令：DV防止法、困難女性支援法】

6．次期計画の目標Ⅰ

【現行計画】

基本目標Ⅰ

- **男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成**

基本課題

1．子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成

2．様々な分野への男女共同参画の意識啓発　※重点

3．男女共同参画推進の拠点における相談機能の充実

【次期計画（案）】

基本目標Ⅰ

- **男女共同参画に向けた取組の一層の推進**

<根拠法令：男女共同参画社会基本法>

取組の方向性

1．**男女共同参画意識の醸成**

・子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成

・様々な場面での性別役割分担意識の解消

（取組例）命を育む教育推進事業、企業との連携による啓発活動　など

2．**男女共同参画センター「すみれ」の利用促進** ≫NEW!≪

・市民のニーズに応じた「すみれ」の運営

・「すみれ」を拠点とした男女共同参画に関する情報の提供

（取組例）アウトリーチによる周知、アンバサダー制度やｅラーニングの導入　など

7．次期計画の目標Ⅱ

【現行計画】

基本目標Ⅱ

- **あらゆる分野における女性の活躍推進**

基本課題

1．ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 ※重点

2．働く場における男女共同参画の促進

3．地域における男女共同参画の促進

4．政策・方針決定過程への女性の参画促進



【次期計画（案）】

基本目標Ⅱ

- **性別にかかわらず自分らしく活躍できるまちづくり**

<根拠法令：女性活躍推進法>

取組の方向性

1．**ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進**

・仕事とプライベートを両立できる環境づくり

・男性の家事、育児、介護等への参画促進

（取組例）産育休中職員交流会の開催、ママパパ教室の開催　など

2．**あらゆる場における男女共同参画の促進**

・意思決定過程や防災分野への女性の参画拡大

・職業生活における活躍支援

（取組例）ポジティブ・アクションの推進、管理職の女性職員割合の増加、
創業支援事業　など

８．次期計画の目標Ⅲ

【現行計画】

基本目標Ⅲ

- **誰もが安心して暮らせる社会づくり**

基本課題

１．生涯を通じた健康への支援

２．あらゆる暴力の根絶

３．男女共同参画の視点による防災対策の促進

４．様々な困難を抱える人々への包括的な支援



【次期計画（案）】

基本目標Ⅲ

- **多様な立場の人々が安心して暮らせる社会の実現**

<根拠法令：DV防止法、困難女性支援法>

取組の方向性

１．**あらゆる暴力をなくすための取組の推進**

・DV等のあらゆる暴力の防止に向けた啓発、被害者支援の強化

（取組例）若い世代への啓発、大阪府や関係部局との連携　など

２．**様々な困難を抱える人々への支援強化**

・困難な問題を抱える女性への支援施策の推進 NEW!

・その他様々な困難を抱える人々への包括的な支援

（取組例）支援調整会議の開催、生活困窮者やひとり親家庭への支援の充実、世代に応じた相談体制の充実　など

３．**ライフステージに応じた健康支援**

・生涯にわたる健康づくりに向けた支援

（取組例）妊婦等包括相談支援事業、女性特有の疾患に関する健康支援　など

９．次期計画の策定スケジュール

時期	内容
７月	・八尾市男女共同参画施策推進本部会議（第１回）の開催
８月	・八尾市男女共同参画施策推進本部ワーキング会議（第１回）の開催 ・八尾市男女共同参画審議会（第１回）の開催
９月～11月	・素案の作成に向け、具体的な施策や事業、数値目標について 関係部署との調整 ・八尾市男女共同参画施策推進本部ワーキング会議（第２回）の開催 ・八尾市男女共同参画審議会（第２回）の開催
12月	・パブリックコメントの実施
２月	・八尾市男女共同参画施策推進本部会議（第２回） ・八尾市男女共同参画審議会（第３回）の開催
３月	・次期計画策定 ・議会報告